

「戸田市景観計画（案）」についての意見募集

本市では、平成 12 年 3 月に景観形成の基本的な方向性を示す「戸田市美しい都市づくりプラン」（戸田市都市景観形成基本計画）を策定し、この間、「四季を彩るおしゃれな風景づくり」を目標として掲げ、花と森と庭園のまちを目指して取組を進めてきました。平成 14 年 7 月には、総合的に景観形成を進めていくため、「戸田市都市景観条例」を施行しました。

これらを踏まえ、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、都市景観条例に基づく大規模建築物等行為届出による景観誘導、三軒協定による景観づくりの支援、景観づくり推進地区による地区の景観づくりの推進、景観アドバイザー制度を活用したデザイン調整等の施策を展開してきました。

一方、これらの施策について、より実効性の高いものとするため、平成 16 年 6 月に景観法が公布されたことを受け、景観法に基づく景観計画の策定を図るために、平成 17 年 5 月に景観法に基づく景観行政団体となりました。

本市が定める景観計画は、景観法に基づく良好な景観の形成に関する計画として、基本的にこれまでの施策等を継承し、さらに法に定める新たな施策も位置づけ、関連計画等との整合を図りながら、景観施策を実施していきます。

この度「戸田市景観計画（案）」としてまとめましたので、下記のとおり市民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1. 意見募集期間

平成 21 年 1 月 9 日（金）から平成 21 年 2 月 5 日（木）

2. 関係資料の公開場所

市政情報室（市役所 3 階）、都市計画課（市役所 3 階 20 番窓口）、各福祉センター、コンパル、市ホームページ（<http://www.city.toda.saitama.jp/>）

3. 関係資料

別紙参照

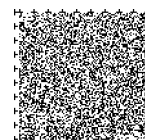
4. 意見の提出先

戸田市 都市整備部 都市計画課

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

TEL 048-441-1800（内線 320）

FAX 048-433-2200



e-mail tosikei@city.toda.saitama.jp

5. 意見提出の留意事項

提出にあたり、使用する言語は日本語とし、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。なお、住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

6. 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考えを付して、内容を公開することを予定しています。なお、類似の意見は、まとめて公表する場合があります。

7. 問い合わせ先

戸田市 都市整備部 都市計画課（内線 3 2 0）

